

須木診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

須木診療所の設置及び管理に関する条例(平成18年小林市条例第149号)の一部を次のように改正する。

題名中「須木診療所」の次に「及び内山へき地診療所」を加える。

第1条中「須木診療所」の次に「及び内山へき地診療所」を加える。

第2条中「名称 須木診療所

位置 小林市須木下田 1224 番地 」を

「

名称	位置
須木診療所	小林市須木下田 1224 番地
内山へき地診療所	小林市須木内山 5203 番地 1

」に

改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、内山へき地診療所については、第4号から第6号までに掲げる業務を除く。

第5条を次のように改める。

(診療時間)

第5条 診療所の診療時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 須木診療所 午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 内山へき地診療所 毎月2回午後1時から午後3時まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(内山へき地診療所の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 内山へき地診療所の設置及び管理に関する条例(平成18年小林市条例第150号)は、廃止する。